

令和6年度 一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会
第1回臨時総会の結果について

1. 決議があったものとみなされた事項の内容

- ・ 議案第1号 理事の辞任に伴う役員を選任の件 . . . 承認

就任：宇都宮市魅力創造部 部長 安納正和

宇都宮市議会 副議長 今井政範

近畿日本ツーリスト株式会社宇都宮支店 支店長 澤村一成

公益社団法人宇都宮青年会議所 理事長 福田陽

宇都宮市魅力創造部 次長 大根田友範

2. 決議があったものとみなされた日

令和6年4月1日

令和6年度一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会 第1回臨時総会

議案第1号

理事の辞任に伴う役員の選任について

○ 提案の理由

一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会定款第26条第1項に定める任期満了前の理事の辞任に伴い、その後任となる役員の選任について、定款第23条第1項の規定に基づき、総会の承認を得る必要があることから審議いただくもの

1 役員候補者

(1) 理事候補者

就任（後任者）	辞任（前任者）
安納 正和 (宇都宮市魅力創造部 部長)	鈴木 信夫 (宇都宮市経済部 部長)
今井 政範 (宇都宮市議会 副議長)	篠崎 圭一 (宇都宮市議会 副議長)
澤村 一成 (近畿日本ツーリスト株式会社宇都宮支店 支店長)	中村 英二 (近畿日本ツーリスト株式会社宇都宮支店 支店長)
福田 陽 (公益社団法人宇都宮青年会議所 理事長)	落合 正樹 (公益社団法人宇都宮青年会議所 理事長)
大根田 友範 (宇都宮市魅力創造部 次長)	篠崎 泉 (宇都宮市経済部 次長)

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外から理事及び監事を選任することができる。

2 役員任期

後任者の任期は、定款第26条第2項に定める前任者の任期が満了する時までとし、「総会の承認日から令和6年度の通常総会の終結の時まで」とする。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。